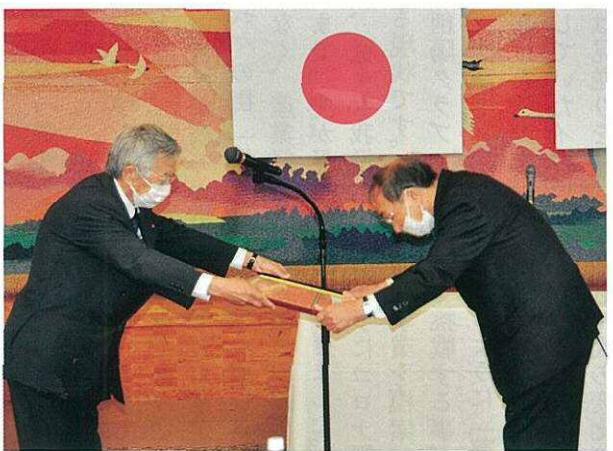




会頭挨拶の様子



佐藤文彦氏表彰

令和3年度 第2回通常議員総会を開催

根室商工会議所報

2022年
5月16日(月)
発行

(第106号)
発行所
根室商工会議所
根室市松ヶ枝町2-7
電話 24-2062
編集兼発行人
野田 敏

当所の令和3年度第2回通常議員総会が、3月29日(火)午後2時より商工会館3階大ホールにおいて開催され、委任状出席を含め54名が出席し、令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

総会に先立ち、道商工会議所連合会の勤続感謝状として佐藤文彦氏(議員歴30年)、大坂鉄夫氏(議員歴20年)、高岡一朗氏(議員歴15年)、岩崎祥治氏、山本浩輝氏、川口源司氏、福井富士雄氏、渡辺慶次郎氏、高津直孝氏(いずれも議員歴10年)の9名に、山本会頭より感謝状が伝達されました。続いて山本会頭の挨拶では、新型コロナウイルス感染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス発生から2年余り経過したが、いまだこの事態が収束する気配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者が多いものの、これまでにない数の感染者が発生、地域産業経済への影響が深刻さを増し憂慮に堪えない旨が伝えられました。

更には、突然のロシアによるウクライナ侵攻について、大きな犠牲者が出ていていることに心を痛めていることや、北方領

土問題を始め様々な部分でロシアと関係の深い根室市にとて、今後どのような影響が及ぶのか大きな懸念を抱いています。が、地域経済団体として全力を挙げてこの窮地の打開に向け取り組んでいくことが表明されました。

次に、来賓紹介を行った後、来賓を代表し根室振興局長代

理、出口商工労働観光課長、石垣根室市長よりご挨拶をい

ただきました。

総会では報告事項として第

100回東北海道商工会議所連絡協議会提出議案について報告を行った後、令和3年度更正

収支予算(案)、令和4年度

事業計画(案)、収支予算(案)など5議案について審議し原案のとおり可決承認されました。

なお、事業計画大綱及び事業計画について、原案策定後にロシアによるウクライナ侵攻が起きました。そのたため、その影響や対応について織り込むことが出来なかつたことから、今後事態をしっかりと見極めつつ、行政を始め関係機関と協議を行い、必要に応じ適宜事業計画の修正や見直しを柔軟に行っていくことをとする旨、総会においても説明をいたしました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

更には、突然のロシアによ

るウクライナ侵攻について、大き

な犠牲者が出ていていること

や、北方領

土問題を始め様々な部分でロ

シアと関係の深い根室市に

とて、今後どのような影響

が及ぶのか大きな懸念を抱い

てます。が、地域経済団体とし

て全力を挙げてこの窮地の打

開に向け取り組んでいくこと

が表明されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

更には、突然のロシアによ

るウクライナ侵攻について、大き

な犠牲者が出ていていること

や、北方領

土問題を始め様々な部分でロ

シアと関係の深い根室市に

とて、今後どのような影響

が及ぶのか大きな懸念を抱い

てます。

また、新型コロナウイルス感

染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

また、新型コロナウイルス感

染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

また、新型コロナウイルス感

染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

また、新型コロナウイルス感

染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

また、新型コロナウイルス感

染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

また、新型コロナウイルス感

染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

し憂慮に堪えない旨が伝えら

れました。

また、新型コロナウイルス感

染症がまん延している中での開催であり、様々な制約はあるものの、まん延防止等重点措置が終了したこと、更に万全の感染対策を講じた上での令和4年度の活動方針となる事業計画(案)と収支予算(案)が審議され全会員一致で承認されました。

また、新型コロナウイルス

発生から2年余り経過したが、

いまだこの事態が収束する気

配がない、年明けからは新型

オミクロン株により、軽症者

が多いものの、これまでに

ない数の感染者が発生、地域産

業経済への影響が深刻さを増

事業復活支援金

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

事前確認期間

2022年1月31日(月)～5月26日(木)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。

給付額 基準期間^{*1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

*1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{*2} 1億円以下	年間売上高 ^{*2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{*2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

*2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

➡ 事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

➡ 事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

事業復活支援金の事前確認は5月26日までとなっております。
詳細は根室商工会議所までお問い合わせください。TEL 24-2062

商工会議所会員募集中!

がんばる中小企業を、しっかり応援 経営相談はお気軽にどうぞ

お問い合わせは 根室商工会議所 TEL 24-2062

根室市内に店舗や事業所を持ち、またはお住いの商工業者(法人・個人・団体等)の方は、規模・業種・本支店を問わず、当所に入会できます。

コロナ禍にあって厳しい経営環境の中、経済対策や経営相談、融資制度や各種共済制度の活用のほかにも異業種会員との交流や、ビジネスチャンスの拡大に!

たくさんの仲間と共に、根室の街の活性化を図りましょう。

商工会館貸室料一覧表

2019年10月1日より

階	室名	基本料金(税別)		貸室料(税込)
		3時間	8時間	
1	催場	6,500	13,000	4～10月 7,150 14,300 11～3月 8,580 17,160
2	Aホール	8,000	16,000	4～10月 8,800 17,600 11～3月 10,560 21,120
2	Bホール	8,000	16,000	4～10月 8,800 17,600 11～3月 10,560 21,120
3	A Bホール	15,000	30,000	4～10月 16,500 33,000 11～3月 19,800 39,600
3	円卓会議室	7,000	14,000	4～10月 7,700 15,400 11～3月 9,240 18,480
3	大ホール	30,000	60,000	4～10月 33,000 66,000 11～3月 39,600 79,200
3	和室	4,500	9,000	4～10月 4,950 9,900 11～3月 5,940 11,880
3	洋室	5,500	11,000	4～10月 6,050 12,100 11～3月 7,260 14,520
3	口ビ	4,000	8,000	4～10月 4,400 8,800 11～3月 5,280 10,560
4	大ホール控室含む(洋室・和室)	40,000	44,000	4～10月 44,000 11～3月 52,800
4	神殿	2,000	2,200	4～10月 2,000 11～3月 2,200
4	着付室	15,000	16,500	4～10月 15,000 11～3月 16,500
4	非会員	25,000	27,500	4～10月 25,000 11～3月 27,500
4	市外	30,000	33,000	4～10月 30,000 11～3月 33,000
4	会員	20,000	22,000	4～10月 20,000 11～3月 22,000
4	写真室	30,000	33,000	4～10月 30,000 11～3月 33,000
4	市外	50,000	55,000	4～10月 50,000 11～3月 55,000

1.上記基本料金には消費税10%が含まれておません。

2.営業行為を行うものは、

市内業者(会員)	200%
市内業者(非会員)	300%
市外業者(市外会議所会員に限る)	400%

3.暖房料(11～3月)は、使用料の20%とさせて頂きます。



青年部

令和4年度 青年部総会

全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の気配を見せせず、また終息の気配を見せず、引き続き厳しい状況が続いている。我々の街「根室」も例外ではなく、産業経済から社会生活まで、先が見えない不安の中、様々な我慢を強いられている現状です。そして我々「創陽クラブ」も強いていられる状況です。しかし社会生活を避けた活動を続け、例年開催していたイベントや事業などは見送りを余儀なくされている状況にあります。令和2年度に行つた明治公

園のライトアップ事業「あす」も、例年ではなく、産業経済から社会生活まで、先が見えない不安の中、様々な我慢を強いられている現状です。そして我々「創陽クラブ」も強いていられる状況です。しかし社会生活を避けた活動を続け、例年開催していたイベントや事業などは見送りを余儀なくされている状況にあります。令和4年度のスローガンは

「令和4年度のスローガンは『令和4年度の雇用保険料率のご案内』」
◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31までの雇用保険料率は以下のとおりです。
・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

令和4年度雇用保険料率のご案内

事業の種類	負担者	令和4年度雇用保険料率			
		① 労働者負担(失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者	令和4年10月1日～令和5年3月31日雇用保険料率			
① 労働者負担(失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		

<tbl_r cells